

1. 日時 平成22年8月2日(月) 13:30~16:30
 2. 場所 県庁別館2階 職員会館大ホール
 3. 議題 南部クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価実施計画書について
 4. 出席委員 宗宮会長、諏訪委員、山田委員、遊磨委員、松井委員、樋口委員、
占部委員、定森委員
 5. 内容 当該事業の実施計画書についての説明および質疑応答
-

議事概要

[事業者より事業概要の説明]

(委員) ただいま説明のありました事業計画について質問等がありましたら、お願いします。

(委員) 計画書8~9ページの表ですが、現有の施設と比べてどのような規模になるかを説明いただければ、廃棄物が専門ではない委員にも理解しやすいと思います。

(事業者) 既存の施設について、8ページの表3-3-2に記載の項目に関する事項について補足説明します。焼却の方式は、既存施設と同じく全連続燃焼式のストーカ炉です。施設規模は75t/日、煙突の高さは40m、2項目飛びまして、排ガスの硫黄酸化物は85ppm以下、窒素酸化物が120ppm以下です。ばいじんにつきましては、0.1g/Nm³以下であり、新設の施設の法規制値は0.08g/Nm³ですが、既設施設ということで、旧の規制値が適用され0.15g/Nm³となっています。塩化水素は200ppm以下、ダイオキシン類は5ng-TEQ/Nm³以下です。また、余熱の利用施設、発電設備は既存の施設には装備されていません。排水について、プラント系排水は、排水処理をして炉内噴霧または減温塔に使用し、クロージド化をしています。表の一番下の公害防止設備については、排ガス処理設備を設置しています。

(委員) 今の説明について、8ページに記載の処理能力135t/日は、1炉設置ですか、2炉設置ですか。

(事業者) 今のところ、2炉で135t、1炉当たり67.5tを考えています。

(委員) 既設施設の炉は何炉ですか。

(事業者) 1炉です。

(委員) 先ほどの既存施設についての説明ですが、85、120という数値は測定値ですか。仕様(性能)のように聞こえましたが。

(事業者) これは施設をつくるに当たり、地元のほうと協定を結ばせていただいた数字(協定値)でして、これが施設の目標値となっています。

(委員) 現況のことを説明いただいたと思いますが、多分、委員(遊磨先生)がお伺いしたかったのは、現況での実測値だと思います。

(委員) 既存施設の能力と現況の両方です。

(委員) 両方ですね。新設の測定値はこれから調査されるということですから、多分、既存施設については測定されていると思います。

(事業者) 手元にある資料の数字を申し上げます。ばいじんについては、 0.1 g/Nm^3 の公害防止協定値に対して、平成 19 年度が 0.01 g/Nm^3 、平成 20 年度が 0.08 g/Nm^3 です。硫黄酸化物は、平成 19 年度が 6 ppm、平成 20 年度が 8 ppm。窒素酸化物は、平成 19 年度は 73ppm、平成 20 年度は 55ppm です。次に塩化水素は、平成 19 年度が 85ppm、平成 20 年度 28ppm です。

(委員) 今の説明は、測定値の最大値ですか。

(事業者) 平均値です。

(委員) 何の平均値ですか。

(事業者) 補足します。年に 2 回測定をしており、年度ごとの 2 回測定値の平均値を今申し上げました。そして、協定値は地元との約束となるものであり、クリアしなければならない値です。そのため、低い値に収まるよう維持管理に努めており、実際は先ほど説明した数値で推移しています。

(委員) 協定値と実測定値は、既存施設の運転がきちんと管理されている事を説明する資料になりますので、表等で整理したほうがわかりやすいと思います。

(事業者) 測定値については、法で定められた項目であり、データも持っておりますので、お示しはできます。

(委員) 8 ページの基本仕様について、例えば、硫黄酸化物は、他の地域ではもっと低い値を協定値に採用しており、今も 85ppm よりも低い値に設定しないているのは、実施困難であると印象づける可能性があります。このため、安全を見て既存の協定値を採用しているといった記述を追加したほうがよいと思います。それと、125 ページにある供用時の排ガス処理設備の説明ですが、最新の排ガス処理設備を採用すると書いてありますので、基本仕様よりも性能の高い施設を導入することをどこかに記載したほうがよいと思います。

(事業者) 新施設の公害防止協定についての協定値については、今後の協議において決定していく予定であり、アセスの手続においてもお示しする事となると思いますので、よろしく申し上げます。

(委員) 排水のことでお伺いします。既存のプラント系排水の排水処理はどういった処理でしょうか。

(事業者) 既存のプラント系排水の処理については、沈殿処理した後、焼却炉で使用してクローズド化しています。あと、ごみ等で汚れた雨水や浄化槽排水につきましては、以前埋立処分場であった場所にある回転円盤処理施設で処理して川に放流しています。今回、新しい施設につきましては、汚れていない雨水、循環使用する排水以外は、公共下水道に放流する計画となっています。

(委員) 水の話が出ましたのでお聞きします。隣の団地までは、公共下水道が普及しているということですが、事業地までは、市や県で工事をするようになるのでしょうか。

(事業者) 現在の施設の前面道路は市道になっています。そこには既に下水道の本管が入っており、改めて本管を引く必要はありません。

(委員) 余熱利用施設は未定、発電設備は設置する事となっていますが、発電した電力は、事業地内で全て使用するということでしょうか。売電は考えていないのでしょうか。

(事業者) 今年度、これから細かい仕様を検討しますので、どれだけ発電して、どれだけ売電に回せるかまでは決まっています。

(委員) 11 ページの配置計画について、山を削って、ストーカ炉を 2 炉設置するとのことですが、スペースが収まるのかが気になります。ストーカ炉は細長い施設であるほか、排ガス処理施設、排水処理施設の配置、車の動線等を考えると、少し余裕のある配置ができた方がよいと思いますが、どのように考えますか。

(事業者) この配置計画については、基本構想において平成 20 年度に検討しましたが、この施設の処理能力でどれぐらいの建屋の大きさが必要か設計したものであり、135 t / 日の処理能力、2 炉構成でこの建屋の中でおさまるということで図面を作成しました。しかし、施設の内容につきまして、細かいところまで、この段階では設計ができていませんでした。また、造成の設計のほうも、現在、山のどの部分をどのように削って、どれだけ平地が確保できるか、また造成面積を少なくして、持ち出しの土砂等も少なくするというようなことも、今年度決めていきたいと考えています。現在のところは、この配置計画でおさまるものと考えております。

(委員) 施設の配置計画のごみ焼却施設の左側にあるねずみ色の部分は何でしょうか。

(事業者) ストックヤードでして、カン・ビン・ペットボトル等を一旦ストックしておく場所と考えています。この配置につきましても、全体の計画を立てていく中で、もう少し動線がスムーズにいくような形で改めていきたいと思っています。

(委員) ストックヤードは、リサイクル施設関連の建物ですね。そうすると面積が焼却施設よりも広くなると思います。実際には起こらないとは思いますが、山を削りすぎると、法面が崩れるというリスクを考える必要があると思います。立体的にスペースを使うことも考慮して頂きたい。

(委員) 余熱利用の施設という記載がありますが、熱容量が幾らで、幾ら余るといった計算はできているのでしょうか。

(事業者) 現在、基本設計という形でプラント設備自体の内容を固めているところで、どれぐらいの余熱がとれるか、どれだけを発電のほうに回せるかについて、細かいところまでは決まっておられません。

(委員) 余熱利用について、この規模ならできるといった具体性のある例を示していただいた方がわかりやすいと思います。

(委員) 余熱利用ということを考える場合、現在の状況について説明がありませんでした。現在余熱利用がないとしても、どの程度の余熱が使われずにいるかということについて、確認や検討をしていますか。

(事業者) 焼却炉は27年目でして、その時代はエネルギーを再利用する考えがありませんでした。また、老朽化しており新しく機能を追加すると経費が結構かかるということで、廃熱利用できていない状況です。

(委員) 9ページには温浴施設が例示されています。お風呂等であれば、排水のことが気になるし、アセスの検討項目に入れる必要が生じます。また、仮に温水を家庭に給水することになると、大きなインフラ整備となり、場合によっては、アセスのやり直しという事態もあり得ると思いますので、余熱利用の絞り込みは早く効率のよいものにされた方がよいと思います。もう一点、水に関係するところなんですが、現状、水の使用量があまり多くないように感じますが、施設自体が大きくなり、その上、温水施設を設置すると、水の使用量が増加すると思いますが、取水には問題がないのかが気になります。

(事業者) 余熱利用施設については、地元の方との話し合いをする中で、ある程度決めていく必要がありますので、今、御提言があったとおり、新施設の規模に見合ったものを事業者から提案する形になるかと思います。なお、大津市にはごみ焼却施設が2施設あり、余熱利用をしています。伊香立にある北部クリーンセンター(平成元年竣工、処理能力170t/日)ではお風呂を設置し、富士見にある環境美化センター(昭和63年竣工、処理能力180t/日)では温水プールを設置しています。

(事業者) また、取水の件ですが、現在、上水が水道事業者である市から供給されています。今回、施設を新たにすることによって、取水量が増え、例えば配管や配水の配水池の容量を大きくする必要がありますので、別途負担金を出して、関連する工事を水道事業者を実施してもらうこととなります。井戸とかを掘って、その水を使う計画はありません。

(委員) 8ページにある、発電設備が2,500KWということですが、発電効率はその程度でしょうか。発電効率によって、国の交付金の額が3分の1であったり、2分の1であったりすると思いますが。

(事業者) エネルギー利用効率が 10% 以上にならなければ、国の交付金が交付されないので、10% 以上を目指します。2,500kW の規模で 10% 以上になります。高効率発電となった場合には、部分的に 2 分の 1 の交付金を受けられることから、目指せるものなら、効率のいい設備をつけて、無駄なエネルギー消費がない施設をつくっていきたいと考えています。

(委員) 10% 以上は当然だとして、高効率発電を目指されるのでしょうか。

(事業者) 高効率発電をするがために、例えば、蒸気タービンの圧や温度を上げるということが必要になると思います。そのときにイニシャルコストやランニングコストを考慮した上で、どちらがよいかを考えながら、今後設計を進めたいと考えます。

(委員) 11 ページの施設配置図で、ブルーの部分は何でしょうか。

(事業者) 調整池です。基本構想の段階では、調整池が必要であると考えていましたが、市や国と協議をした結果、放流先の山田川については、河川改修済みであるため調整池を設置する必要がないという結論でした。このため、調整池の部分については、違う形で利用していきたいと考えています。

(委員) 2 点お聞きします。一つは、新しい施設が稼働してから、古い施設の稼働を停止するということであり、古い施設の解体をどのようにするのでしょうか。もう一つは、20 年以上も焼却炉が稼働している場所が他に 2 箇所ありますが、それらをどうされるのかということです。

(事業者) 解体については、125 ページでも説明をしましたが、ダイオキシンやアスベストが含まれている可能性もあるため、法に準拠し、飛散しないような形で解体し、解体物については、適法に処理する予定です。

(事業者) 市内にある、北部クリーンセンターと環境美化センターの 2 ヶ所を今後どうするのかということですが、両施設とも 20 年を超えており、今後について検討していく必要があると考えています。環境美化センターについては、既に 23 年目になりますので、内部では検討しています。当然、地元の方の御理解が一番必要ですので、地元の方とお話していく段階です。そのため、全体のごみの処理量とか、ごみの減量政策等を含めて、基本計画を立てて行く必要があります。その中で施設の整備を計画する事となります。今のところは、その細かいところまでの詰めというのは、まだできていない状況です。

(委員) 新施設は、平成 28 年に稼働開始予定ですね。

(事業者) はい。

(委員) 6 年先の話ですけど。既に環境美化センターは、23 年経っていますから、まさに今と同じような状況になっていますので、段取りよく配置して頂きたいと思います。

(委員) 20年後あるいは30年後には、新しい技術も開発され、更新する施設はよりよい施設になるでしょうから、焼却施設がずっとあるということを地元の方が御納得いただけるのであれば、ローテーションで1基ずつ建て替えて行く等、長期的に考えていただければと思います。今の土地には更新する施設は建てられないとか、別の土地があるとかを考えなくて済むような方策を考えていただければと思います。

(委員) 環境施設の在り方を考慮して、それぞれの市の特徴に応じて、誰がどの順番で負担をするかということまで考える必要がある時期になっているかもしれません。負担の均等化ということを考えて頂きたいと思います。

(委員) 8ページの基本仕様の表ですが、先ほども指摘があったように、現状のデータと比較すると、完全にクリアしている項目もあれば、半分ぐらいの濃度レベルでクリアしている項目もあるので、もう少しメリハリのある仕様にした方がよいと思います。例えば、ダイオキシン類は、生涯曝露で考えるような項目ですので、年間平均値として目標値を設定することが考えられますし、硫酸化物であれば、現状でも十分クリアしている状況ですので、もう少し低い値に設定してもよいと考えられます。あまり既存施設と同じ設定にすると、施設についての技術レベルに進歩がないといった印象を与えてしまいますので、メリハリのある数値に設定してもよいと思います。もう一つ、余熱利用施設の件ですが、内容がまだ決まってない段階では、温浴施設といったイメージを固めてしまうような例示はしない方がよいかもしれません。

(委員) 埋蔵文化財の件ですが、76ページに遺跡地図があります。平成13年時点では事業地に遺跡がある情報はありませんが、その後近隣で大規模開発がなされているのであれば、その後調査されている場合もありますので、教育委員会の文化財担当課に確認をして頂きたいと思います。それと、11ページの配置図を確認すると、土地の掘削が行われるようです。遺跡地図に遺跡がなくても遺跡が発見される可能性はありますので、文化財担当課と連携をとり、対応して頂きたいと思います。

[事業者より環境影響評価の実施計画について説明]

(委員) 以上説明のあったアセス実施計画について、何かありましたらお願いします。

(委員) 大気のことについてお聞きします。トレーサー試験をするとのことですが、南側の山間地でのサンプリングは、植生キャノピーの上で行うのか、下で行うのかどちらでしょうか。植生の上と下では、全然値が違います。影響範囲1.6kmの円が記載されていますが、その外側で調査をしないということであれば、臨時にサンプル地点を設定する必要があると思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

(事業者) 調査地点の設定については、検討が進んでいませんが、基本的には植生の中の地表付近に置いて、そこでの濃度を測定しようと考えていました。植生の上で実施することについては検討したいと思います。

(委員) 周辺への拡散を考えると、植生の中であればほとんど拡散してこないと考えられますので、上部に測定地点が必要と思います。特に南側の方は、1点でも2点でも測定地点があればと思います。あと、104ページの悪臭ですが、悪臭物質濃度の測定に加えて臭気指数の測定、予測も実施されるということによろしいですね。予測の方針の表に3つ項目が記載されていますが、特定悪臭物質濃度で表記するか、臭気指数で表記するかは記載されていないので、両方で表記して頂きたい。また、予測の際には、大気汚染の項目と同様、拡散式により計算する場合がありますが、臭気の場合は、環境省のホームページ上に掲載されている2号規制算定プログラムを活用すれば、臭気指数ベースでの予測値を簡単にらせる上、予測方法の説明が容易になるかも知れませんが、検討いただければと思います。

(事業者) 御意見のとおり、拡散予測については、建物影響を考慮して、2号規制の考え方を参考にし予測していく予定です。

(委員) 計画書には、魚類調査に投網を使用する記載がありますが、山田川では無理と考えられますので、手法についてはあまり気にしなくてもよいと思います。また付着藻類については礫が無かったので、どのように調査をされるのか気になります。それと、指標昆虫・特定昆虫の資料として、昭和56年の資料を使用されていますが、事業地はすでにかかなり改変され、マツが植林されており、その周辺も里山としては成長しすぎている感があります。このようなことから、30年前と同じものが生息しているとは考えにくいので、あまりこの資料にこだわらずに調査されるほうがよいと思います。また、113ページに調査手法に関する記載がありますが、ライトトラップの調査等は必要でしょうか。事業地の現況からすると、指標種や象徴種に絞って調査をされる方がよい印象を受けます。

(委員) 人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測評価について、事業地周辺の対象地は、ほとんどが道路や河川沿いの公園となっていますが、これは何を調査し評価するのでしょうか。

(事業者) 人と自然との触れ合いの活動の場についての環境影響の対象としては、工事用車両やごみ収集車の通行による利用者へのアクセスへの影響を考えています。

(委員) アクセスよりも、車が横を通りますので、公園の静けさ等を評価の対象にした方がよいのではないのでしょうか。

(事業者) 騒音につきましては、道路沿道で調査地点を設定していますが、人と自然との触れ合いの活動の場で設定することは考えていません。

(委員) 静けさの評価という観点も必要ではないかと思いますが。

(事業者) その件については、検討させて頂きたいと思います。

(委員) 公園が何ヶ所かあったと思いますが、比較的交通量が多い道路沿道が多いと思います。工事用車両によるアクセスについての影響を評価するよりも価値があるのではないかと思います。

(委員) 山田川の調査結果で、大腸菌群数が割と高いのですが、何か原因はあるのでしょうか。

(事業者) 付近では、サルやシカ等が結構いますので、もしかすると原因の一つではないかとも思います。

(委員) 地形・地質・地盤についてですが、現地を確認すると、事業地は非常に山際の場所でした。また、ごみ焼却施設を設置する際、現況の地盤をさらに5～10m下げようであれば、現状よりもさらに法面が大きくなりますので、法面の安定性に留意する必要があります。それと、リサイクル施設のすぐ東の谷と管理棟のすぐ東の谷は、沖積錘ができており、谷から小規模ながら土砂が出てきたことを示しています。この付近では、大きな樹木がありませんでしたが、これが樹木の伐採によるものでなければ、最近も土砂が供給されていることになります。この土砂の移動と、斜面の安定性の2点については、可能であれば、地層の資料だけではなく、付近で行われた造成工事の資料等を入手して検討して頂きたいと思います。土砂が出て、ごみ焼却炉の機能が一時停止されるようなことが起らないようにして頂きたい。

(事業者) この場所は、現地を確認して頂いたとおりであり、また宅地造成等規制区域に指定されております。管理棟の東の谷筋等は、谷水もでていきますので、これらの処理を十分考えながら、造成を進めたいと思います。また事業地は、過去に土砂を採取した場所もあります。このため、現状の法面勾配は、1対1.5になっておりますが、ごみ焼却炉を設置しますので、法面の保護対策に留意して工事の方法を検討していきたいと思います。

(委員) 色々なごみ焼却施設を見てきましたが、あれほど背後に崖が迫っているのは珍しいですね。十分調査されて、法面の補強を考える必要があると思います。それと、89ページ、半径1.6kmで環境影響評価を実施する地域を設定していることについてお聞きします。平成5～6年のデータを使って拡散式で計算されたとのことですが、もう少し最近のデータはなかったのでしょうか。それから、800m離れたところに最大着地濃度が出現したとのことですが、その計算は平地として計算された結果なのでしょうか。

(事業者) この場所において風向風速のそろった通年調査のデータとしては、平成5～6年のものが最新のものでした。また、その1年間が特異的な状況であったかどうかについては、最近の10年間と比較したところ、そのような年ではなかったという結果を得ています。それから、800mの計算については、平地という設定にしていますが、今回の予測では、地形影響も含める予定にしています。

(委員) その800メートルについてさらに質問です。計画書には、最終的に十分安全側の設定をしたとまとめていますが、新しい施設と近くにある新興住宅地との高低差はどうなっていますか。

(事業者) 一番近い新興住宅地内でも高低差がある状況ですが、一番近いところで、標高が140mほどだったかと思います。今の天津クリーンセンターのある場所は130mちょっとで、造成を予定している場所は現状150mです。事業予定地は既存部分130m、造成部分は150mとなっておりますが、これをもう少しならすような造成計画を考えています。

(委員) 少し離れたところに別の大きい新興住宅がありましたね。そこの高低差はどの程度ですか。

(事業者) さらに北側の住宅地ですね。91 ページを見ると、新興住宅地は黒丸()のすぐ北西側と北側とに2つあります。今、お聞きになっているのは、北側のほうだと思いますが、水色に塗られていますので、標高 50m から 100m で、かなり低くなっています。

(委員) 新興住宅地側が高い位置にあると、安全側だとは言えないと思いますが、実際は低いことを考慮し、最終的には平地として拡散計算をした結果であり、十分安全側の設定である、というような考え方なのでしょうか。

(事務局) そうです。現状の環境影響評価を実施しようとする範囲の設定は、平地で計算していますが、今回のアセスの中では、地形影響等含めて検討する事としています。地形影響があると、平地で計算するよりも近い距離に最大着地濃度地点が出現しますので、安全側の設定であると考えています。

(委員) 焼却灰とかばいじんの処理はどのようにされるのでしょうか。

(事業者) 新施設からの焼却灰、ばいじんの処理については、未定ですが、既存施設からのものについては、近くにある淀最終処分場に持ち込んでいます。

(委員) 別の管理された場所に埋め立てるということでしょうか。もし、そうではなく、ごみ焼却施設と最終処分場を併設するのであれば、その処分地からの浸出水等をどのように管理されるのかも重要になると思います。

(事業者) ごみ焼却施設と最終処分場を併設するようなことはなく、別の場所にある最終処分場に埋め立てします。

(委員) 工事中や施設完成後の管理の方法についての記載がないのが気になります。計画書の説明の最後の方で、工事中には工事用車両の洗浄を励行することですが、車両の洗浄は場内で行うのでしょうか。工事に限りませんが、車両からは油流出事故が発生する可能性があって、このような事態が発生した際にどのように対応するのか、具体的な管理方法についての記載が必要だと思います。それともう一点、このアセスでよく議論されるのが、動物の猛禽類の話です。既存施設の設置は昭和 58 年とのことで、猛禽類についての議論されることはなかったと思いますが、現状は考え方が大きく違ってきます。猛禽類に関する情報は何かお持ちでしょうか。

(事業者) 猛禽類については、事務局のほうから十分に調査していく必要があるとの説明があり、できるだけ有識者の方と相談しながら調査を進めていきたいと思っています。

(委員) 予測評価全体についての確認になるかもしれませんが、現況調査というのは、現在稼働している施設からの影響を含めて調査をするということでしょうか。もし、そうであれば、準備書の段階で、もし施設がなくなったらという予測結果が出てくるのでしょうか。

(事業者) 特に大気質等は、現況の施設の影響を排除して予測することは難しいと思いますので、既存のクリーンセンターが稼働している状況をベースとして、新しいクリーンセンターが建ったらどうなるかを予測しようと考えています。

(委員) 事業地の近傍では、通年データをとられるような話でしたので、本当の意味でのバックグラウンドレベル、そのレベルに対する既存施設の寄与についても検証できるのではないかと思います、いかがですか。

(事業者) 大気質の現状の調査は、既存施設が稼働している状態で実施することになります。新施設稼働による予測評価と逆の方法を既存施設にあてはめて、バックグラウンドレベルを算出することは可能ですが、そのバックグラウンドレベルに新施設からの予測評価をオンすると、予測に予測を重ねることになり、不確定性が増すと考えます。したがって、先ほどの回答のとおり、既存施設が稼働している状態に新施設からの影響をオンし、安全側の評価をすることを考えています。したがって、既存施設からの影響を差し引いて評価することは考えておりません。

(委員) 難しいかもしれませんが、現況はこのような状態で、新しい施設に替えるとこのように周辺への影響が軽減されることを説明される方が評価しやすいのではないのでしょうか。特に騒音に関しましては、処分量がほぼ倍増しますので、ごみ収集車の通行が倍増し、評価しにくくなると思います。現況調査により、仮に今通っているごみ収集車がない状況を予測することも十分できますが、実施されないのでしょうか。

(事業者) 沿道の騒音、振動の予測については、現地調査結果で得られた騒音、交通量のデータと、測定値を基に補正をしますので、現況のパッカー車の影響を考慮した予測を行います。

(委員) 現況調査する際、何台パッカー車が通ったかを調査し、その分を差し引けば、パッカー車が通らなかった場合の状況も計算できます。場合にもよりますが、パッカー車が通ったときと通らないときの予測結果が出る方が望ましいと思います。また、どこのルートを通るとかという情報が記載されていませんが、これからどのようなルートがよいかを検討するのでしょうか。

(事業者) ルートにつきましては、当方で検討しているところもありますが、地元の意向もありますので、これらを含めて検討していきます。

(委員) それと、夜間のごみ等搬入は行わないと考えてよろしいでしょうか。

(事業者) 今のところは考えていません。

(委員) 次に低周波のことで質問します。現況で付近に工場が幾つか立地していますが、現状低周波を測定されるのは、低周波を出している工場があるかもしれないからでしょうか。

(事業者) 主な目的は、現状のバックグラウンドを把握することです。低周波音源は、復水器や発電機が考えられますが、現状では発電機の設置はありませんので、復水器からの低周波が発生していれば測定できると考えています。

(委員) 今の天津クリーンセンターの話だと思いますが、そうではなく、周辺の工場群から既に低周波が出ていることはないのでしょうか。今回、その有無を調査されるということではなのでしょうか。

(事業者) 測定の目的には、周辺のバックグラウンドを把握することも含まれると思います。

(委員) 現状の天津クリーンセンターからの低周波と周辺の工場の低周波とを分けて調査するというのでしょうか。お聞きする理由は、先ほどの話に戻りますが、現状で既に低周波がかなり出ているということになれば、バックグラウンドを測定したことにならないからです。

(事業者) 現況のレベルについて問題があるか否かは、調査しないとわかりませんので、現況のレベルに問題がなければ、それにオンをしたような予測をしようと考えています。万が一、現況レベルを測定して既に低周波の影響があるようなら、追加の調査が必要になる可能性はあります。

(委員) できれば、バックグラウンドとして、今の天津クリーンセンターがない状態にすることを試みて頂きたい。最後ですが、123ページの8章の評価方法の検討において、2つの項目(「回避・低減等の環境保全措置の効果」、「環境基準、その他の公的指標との整合」)が併記されていますが、予測評価の結果、大きな影響がある場合や対策等が必要な場合、の観点を重要視して検討されるのでしょうか。言い方を変えると、環境基準をクリアすれば「良し」とするアセスをするのか、ということです。

(事業者) 環境基準等の公的な指標については、クリアして当たり前ということであり、今のアセスはベスト追求型ですので、事業者の可能な範囲で各種の環境影響を低減する評価方法になると考えています。

(委員) さらにもう一点、低周波の評価ですが、環境省が作成している低周波に係るマニュアルに参照値が記載されています。今回の計画では、発電があるのでタービンが設置されると思いますので、低周波音源になる可能性があります。これについて、どのような予測評価をされるか、決まっていればお聞きしたい。

(事業者) 低周波音源のパワーレベルデータがあれば、構造物等による減衰は考慮せず、距離減衰だけを考慮した計算を行い、お話にあった環境省の参照値等と比較しようと思います。パワーレベルでデータが得られない場合は、類似施設を探し、その施設での調査結果を利用します。

(委員) 環境省の参照値につきましては、「あくまで参照値」、「参照値を下回っていても、被害や影響が出る」と環境省も説明していますので、かなり余裕を見て予測評価をして下さい。

(委員) 発電についてですが、蒸気を発生させるため復水器を使います。復水器からかなりの熱が発生します。おそらく屋上に直径5メートルとか、大きいファン等を設置して暖かい空気を放出することになります。その暖気が周辺の植生に影響を与えたりしないように、復水器の向きを考える等、他の事例やメーカーに確認しながらあらかじめ対応を検討して頂きたいと思います。

(委員) 他に何かありませんでしょうか。ないようでしたら、本日の審査会は終了します。